

香川県土地改良事業測量作業規程

(令和3年2月25日承認)

香川県農政水産部

香川県土地改良事業測量作業規程

(令和3年2月25日承認)

香川県土地改良事業測量作業規程は、「農林水産省農村振興局測量作業規程」(令和3年2月1日付け国地第96号)を準用する。

この場合において、作業規程第1条第1項中「農林水産省地方農政局が」とあるのは「香川県が実施する土地改良事業において」と、同条第2項「農林水産省地方農政局の」とあるのは「香川県が実施する土地改良事業において」と、附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

なお、付録5(3)用地境界杭(境界標識)の規格(土地改良財産取扱規則抜粋)は適用しないものとし、下記のとおりとする。

用地境界杭の規格 (農業土木工事共通仕様書より抜粋)

第1編 第3章 第18節 用地境界杭工

3-18-2 境界杭

1. 受注者は、境界杭の設置に当たり、香川県規格(10×10cm又は12×12cm)で長さ60cmの鉄筋コンクリート杭を標準とする。
2. 受注者は、境界杭の設置に当たり、「香川県」等の刻印の表示が、官有地から読みとれるように杭の向きを定め、杭の中心部を用地境界線上に一致させなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に30cmから40cm程度出るようにし、できるだけ鉛直に固定しなければならない。
4. 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、設計図書に示す深さに埋設できないときは、工事監督員と協議しなければならない。

公共測量作業規程変更承認書

香川県知事

浜田 恵造 殿

令和 3 年 2 月 17 日付け 2 農村第 65641 号で変更申請のあった香川県土地改良事業
測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規程により承認
する。

令和 3 年 2 月 25 日

国土交通大臣